



「自転車」は

「車」と同じ

「車両」です。

ルールを守って乗りましょう 



春になり、雪がなくなると  
通学・通勤そして生活の足と  
して活躍する「自転車」。  
気軽に乗れて、歩くよりも早く  
目的地に向かうことができ  
とても便利な乗り物ですが、  
間違えた乗り方をすると事故を  
起こしたり、事故に巻き込まれて  
しまう危険が潜んでいます。  
今月の特集は、「自転車」を  
テーマに、利用者が守るべき  
「ルール」についてお知らせします。

写真の一部を加工しています。



## 知らない方も多いのでは？

幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方が利用している自転車ですが、法律上（道路交通法）では「軽車両」扱いとなり、乗車ルールを守らなければ罰則が科せられる場合もあります。

普段、気軽に使用している自転車は車と同じ車両であることを再認識することが大切です。



道路交通法による「自転車」とは、一般に使用されている自転車で、内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

## 事故の大半がルール違反

警察庁交通局による平成26年の交通事故統計では、交通事故による死傷者数は573,842人で、そのうち自転車を運転または同乗中の死傷者数は、108,538人となっており、約2割が自転車に関係しているという結果が出ています。

また、事故を起こした（事故に巻き込まれた）世代を調べてみたところ、約4割が子どもや若者、約2割が高齢者となっています。

さらに、死傷者の約6割が「安全不確認」「一時不停止」「信号無視」などが原因となっており、自転車運転者のルール（法令）違反が命を落としかねない結果を招いています。

## 自転車事故で9,500万円！？

いまから約2年前、兵庫県神戸市で当時小学5年生の児童が運転する自転車が歩行者と正面衝突した交通事故が発生しました。

歩行者は突き飛ばされる形で転倒して頭部を強打、一命は取り留めたものの意識が戻らず、寝たきりの状態になりました。

その後、裁判では自転車を運転していた小学5年生の児童の保護者に対して約9,500万円という損害賠償が命じられました。

これは、実際に起きた事故から高額な賠償が発生した事例であり、一瞬の気の緩みで誰もが加害者にもなりえます。前段でも触れたように、自転車は法律上、「車両」です。

ルール違反をして事故を起こすと、運転者には刑事責任が問われるほか、相手にけがを負わせた場合や財産への損壊等を与えると、民事上の損害賠償責任も発生します。

近年は自転車事故による損害賠償責任にも対応する保険もありますので一度、検討してみてもいいでしょうか？



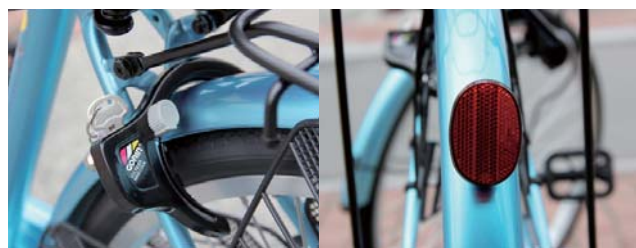
## あなたの自転車は大丈夫？

安全に走行するために必要な自転車の装備についてお知らせします。



車に例えるとクラクションに当たるベル（警音器）で、装備が義務化されています。危険を防止するためやむを得ない場合のみ使用可能です。

ライトは夜間安全に走行するため、周囲に存在を知らせるために必要なものです。定期的な点検を行い、点灯するか確認しましょう。



盗難防止の為に必ず鍵を付けましょう！ 後付けも自転車店やホームセンターで1,000円前後で購入できます。また、万一の盗難に備えて防犯登録（有料）も忘れずに。

反射板は、夜間、車のライトなどの光に反射してそこに自転車があることを知らせます。破損等がないか確認しましょう。

### 【刑事責任について】

○自転車が加害者となる事故では、自転車の責任として「重過失致死傷罪」が適応される場合が多く、その法定刑は、

**5年以下の懲役または禁固か  
100万円以下の罰金**となります。

また、道路交通法や過失傷害罪が適応される場合もあり、自転車を運転して事故を起こすと、その責任はとても重いということを改めて認識する必要があります。



「自転車」は「車」と同じ「車両」です。

## 悪質な自転車運転者には安全講習も

自転車に関係する交通事故が増加している現状を踏まえ、道路交通法が改正されました。

悪質な違反の取り締まり強化、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する講習制度が新設されるなど、交通事故を減らすのが主な目的で、平成27年6月1日より施行されます。

### ・対象となる悪質運転危険行為とは？

今回の道路交通法改正で、自転車運転者講習の対象となる危険運転行為は全部で14項目あります。

#### 1 信号無視

#### 2 酒酔い運転

#### 3 通行禁止道路(場所)の通行

「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を走行する行為



歩行者専用道路標識

#### 4 歩行者用道路での歩行者妨害

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わなかったり、徐行しなかったりする行為

#### 5 歩道での歩行者妨害等

歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為

#### 6 一時不停止

一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為



一時停止道路標識

#### 7 左方車優先妨害・優先道路車妨害等

信号のない交差点等で、左から来る交差車両や優先道路などを通行する交差車両等の進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為



### 新設された自転車運転者講習とは？

信号無視や歩道での歩行者妨害等、特定の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返すと、違反者の特性に応じた個人的指導を含む3時間の講習が命じられます。(講習手数料の標準額は5,700円)

また、受講命令を受けてから3ヵ月以内の指定された期間内に受講しないと…

**5万円以下の罰金** が科せられます。



#### 8 歩行通行や車道の右側通行等

車道と歩道等が区分されている道路で歩道を通行したり、道路(車道)の右側を通行する行為

#### 9 遮断している踏切への立ち入り

遮断機が閉じている、閉じようとしている、または警報機が鳴っているときに立ち入る行為



#### 10 ブレーキ不備の自転車運転

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

#### 11 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

#### 12 右折時、直進車や左折車への通行妨害

交差点で右折するとき、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為



#### 13 路側帯での歩行者妨害

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

#### 14 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為  
※当別町内には該当する環状交差点はありません。

以上の14項目のほかに、傘をさしながら運転、携帯電話を使用しながら事故を起こした場合も取り締まりの対象となる場合があります。



## 安全そして快適に乗るために自転車整備のプロに聞きました！！

創業大正8年！ 高橋自転車店(3代目店主・高橋嘉弘<sup>よしひろ</sup>さん)からお話を伺いました。



高橋自転車店  
当別町園生 54 番地  
電話 23-2026

自転車を選ぶ時のポイントは、使用用途に合っているかです。好みもあると思いますが、使用する方の生活に合わせるのが一番大切です。

ブレーキやチェーンなどの定期的な点検や部品交換など、未然に事故等を防ぐためにも、お客さんに勧められています。車と同様、タイヤの空気圧の点検を1カ月に1度、行うのも大切です。

夜間、ライトを点灯させるとペダルが重くなるので無灯火で走っている方が多いですが、安全に走行するため、そして、歩行者や自動車の運転手にも存在を知らせる大事なものですので、必ずライトを点灯させましょう。

パンクやチェーンの外れなど対応しますので、気軽にご連絡下さい。

## 保護者の指導が一番大切です



当別町交通安全指導員  
菊池 敦子さん

主に小中学生を対象に交通安全指導を行っていますが、その時は理解していても数日後には交通ルールが守られていないこともあります。

保護者が交通ルールについて、日常生活の中で教えて習慣づけることが必要だと思いますが、まず、教える立場の大人がしっかりとルールを守って手本を示していくべきではないでしょうか。

また、子どもに限らず、高齢者が事故を起こしたり、巻き込まれないようにするため、本人が自覚することはもちろん、周囲がサポートしていくことも必要です。



写真の一部を加工しています

正しい乗り方、交通ルールを守ることで、生活の足とも言える自転車がはじめて快適な移動手段となるのではないのでしょうか。

